

議案第25号

守口市福祉事務所設置条例及び守口市教育センター条例の一部
を改正する条例案

守口市福祉事務所設置条例及び守口市教育センター条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成28年2月25日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市福祉事務所設置条例及び守口市教育センター条例の一部を改正する条例

(守口市福祉事務所設置条例の一部改正)

第1条 守口市福祉事務所設置条例（昭和26年守口市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第2条中「守口市京阪本通2丁目2番5号」を「守口市京阪本通2丁目5番5号」に改める。

(守口市教育センター条例の一部改正)

第2条 守口市教育センター条例（平成5年守口市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「守口市京阪本通2丁目14番13号」を「守口市京阪本通2丁目5番5号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。